市町村職員まちづくり研修会開催支援金　Ｑ＆Ａ

1　対象事業

Ｑ１　庁内のプロジェクトチームや検討委員会等の会議に、大学講師等を招き、講義・講演を依頼し、ワークショップを実施する場合は対象になるか。

Ａ１　プロジェクトチームや検討委員会のメンバーのみでは、そのプロジェクトチーム等の「会議」であり対象外。

Ｑ２　「政策法務研修」は対象とあるが、一般的な「法務研修（法令解釈）」は対象になるか。

Ａ２　一般的な法務研修（法令解釈）は職員の基礎的な研修であるため対象外。
政策法務研修については、次の「政策法務」に関する研修であれば対象になる。
◎「政策法務」＝【「法を政策実現のための手段ととらえ、政策実現のためにどのような立法や法執行が求められるかを検討する、実務及び理論における取り組み」（礒崎初仁「分権時代の政策法務」北海道町村会１９９９年、５頁）】（北海道のＨＰより）

Ｑ３　複数の市町村職員を対象に研修を実施するが対象になるか。（代表市町村で開催し、近隣市町村の職員が参加する場合など）

Ａ３　対象になる。ただし、経費を合同で負担している場合は、支援金により代表市町村のみ負担が軽くなる（又は、負担が無くなる）等がないよう配慮すること。

Ｑ４　文書管理（文書ファイリング等）に関する研修は対象になるか。

Ａ４　公文書の適正な管理は市町村の基本的な事務であるため対象にならない。

Ｑ５　住民の満足度向上をテーマにした研修は対象になるか。

Ａ５　住民の満足度を向上させるための接遇や業務改善等であれば対象にならない。（住民の満足度を向上させるためにどのような施策を行うかといった「政策形成研修」等であれば対象になり得る。）

2　支援対象経費

Ｑ１　講師との打ち合わせ旅費（職員旅費）は対象になるか。

Ａ１　対象にならない。（対象になるのは講師の報償費、旅費、委託料のうち講師の報償費・旅費に相当経費および会場借上等の経費のみ。）

Ｑ２　研修会の開催前（開催日とは別の日）に、講師が事前調査のために市町村を訪問するが、その際の旅費は対象になるか。

Ａ２　研修会を開催するにあたり、事前調査が必要不可欠であれば対象になる。